



令和6年春 大学等入学者向け

郡上市青少年育英奨学資金貸付制度のご案内



郡上市では、経済的理由により修学が困難な学生を対象とし、無利子奨学金の貸付を行っています。申請者は奨学金を希望する学生さん本人となります。なお、卒業後に郡上市に居住することで、奨学資金返還金の一部を免除する制度（裏面参照）を設けています。

■ 貸付対象者

- ・ 保護者が市内に1年以上住所を有していること。
- ・ 来春、「高校、大学、専門学校等」に入学予定、または在学中であること。
- ・ 経済的理由により、修学が困難であること。（※所得基準有）

※所得基準額は世帯構成・年齢により異なります。Q&Aにモデルケースを記載していますが、詳細はお気軽にお問い合わせください。

■ 貸付金額

区分		貸付金額
一時金貸付	入学前に一括で貸付	50万円以内
月額金貸付	在学中に貸付	高等学校、高等専門学校 月額2万円以内
		短期大学、大学、大学院、専門学校 月額5万円以内

- 一時金は随時審査し決定、月額金は受付期間終了後に一括審査し決定するため、月額金の初年度初回貸付は6月中となります。（その後は、7月、10月、1月）
- 他の奨学金制度との併用は可としますが、返還時の負担を熟考し、申請ください。

■ 利子と返還

- ・ 一時金、月額金ともに無利子貸付です。 ※返還遅延した場合は延滞金加算有
- ・ 返還は、卒業後の年度後期分から開始されます。
- ・ 納付回数は、市発行納付書により前期（9月末）・後期（3月末）の年2回です。
- ・ 返還期間は最長15年で、選奨生ご自身で計画していただきます。

■ 申請期間

一時金貸付 令和6年3月29日（金）まで ※11月頃から随時受付
月額金貸付 毎年4月1日～4月30日（火）まで

■ 申請書類（一時金・月額金）

- (1) 選奨生奨学資金貸付申請書【一時金用・月額金用】
- (2) 選奨生推薦書（在学中の学校で発行を申請してください。）
- (3) 源泉徴収票、確定申告書の写し（同一生計で所得のある方は全員）
- (4) 合格通知書（一時金用）、在学証明書（月額金用）
- (5) その他提出を求める書類

■ 奨学資金の返還免除制度（平成28年度創設）

郡上市青少年育英奨学資金貸付制度を活用して学校を卒業した後、市内に居住している方を対象として、返還金の一部が免除となります。（毎年申請が必要）

○ 返還免除対象者

- ・ 学校を卒業後、市内に住所を有している方。
（住民登録のみでなく、郡上市を生活の本拠とし、市内外に通勤していること。）
- ・ 返還者本人に市税等の滞納が無いこと。
- ・ 既に奨学資金を返還開始している場合は、これまでの返還に遅滞がないこと。

○ 返還免除金額

- ・ 1年あたりの返還金額の2分の1の額で、年間20万円が上限

<返還免除額の例>

大学4年間月額5万円の貸付を受けた方が、卒業後は市内に居住している場合

○ 返還金額 240万円（60万円/年×4年間）

○ 返還計画 7年間（前期後期20万円ずつで1年あたり40万円返還）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	合計
返還額	20万	40万	40万	40万	40万	40万	20万	240万
免除額	10万	20万	20万	20万	20万	20万	10万	120万

■ 返還免除申請期間

毎年4月1日～5月末まで（初回は別途案内、毎年度申請が必要）

※勤務先は市外でも構いませんが、勤務先に確認させていただく場合があります。

郡上市教育ローン利子補給制度のご案内

郡上市では、青少年育英奨学資金貸付制度のほか、教育ローンを借り入れた保護者の経済的負担を軽減するため、子弟の在学中に限り教育ローンの利子の一部を補給する補助制度を設けています。

所得要件、上限額、教育ローンの契約種別などの要件があります。詳細はお問い合わせください。

～ここまでの制度に関する問い合わせ先～

郡上市教育委員会 教育総務課 奨学金担当

TEL：0575-67-1123 mail：kyouiku@city.gujo.lg.jp



郡上市サイト

<奨学金に関するその他の市独自支援制度について>

■ 郡上市介護職員奨学金返済支援事業（健康福祉部高齢福祉課 0575-67-1807）

- ・ 奨学金の貸与を受け、専門学校、大学等を卒業後、市内に在住する方
- ・ 市内介護事業所で、介護職員として5年以上継続して勤務する意欲のある方
- ・ 最長5年間、最大で100万円（20万円×5年間）の返還金を支援